

(別添1)

## 事業評価の結果(共通評価項目)

福祉サービス種別 保育所  
事業所名(施設名) とがくし保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書(事業計画等の法人(保育所)内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人(保育所)が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人(保育所)の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>□ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	・長野市公立保育園としての共通理念があり保育園の存在意義、使命や役割等を明確にしている。また、同じく保育園としての共通の基本方針が定められており子どもや保護者、また、地域との関わりなどについて明記している。職員会議でも理念や基本方針について園内研修を行い意思統一を図っている。保護者に向けて継続児保護者説明会、新入児保護者説明会、保育参加等で「保育園のしおり」やスライド、園だよりなどを用いて具体的に説明がされている。保護者へ周知するために事務室や各保育室などにも掲示している。子どもの発達過程に応じ、また、戸隠という地域性に合わせた当保育園独自の分かりやすい保育目標があり理念や基本方針に連動している。保護者アンケートの保育園の基本的な考え方(保育目標・保育方針)に関する項目について無回答という方が四分の一ほどあり浸透していないのではないと思われる。今後、更に、保護者の集まる機会などで市としての保育理念や基本方針、園の目標等についてより具体的に説明されることを期待したい。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<p>■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</p> <p>■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</p> <p>■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</p> <p>■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</p>	<p>・公立保育園という性格上、全体の方向性は「長野市こども・子育て支援事業計画」で決定づけられている。市の担当部署である保育・幼稚園課と連携して当保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っており、実状に合わせニーズに応えている。毎月行うおひさま広場（未就園児交流事業）の利用者数を保育・幼稚園課に報告し、地域発達支援会議、4ヶ月健診等で園長、主任は地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等を把握している。「長野市こども・子育て支援事業計画」の着実な推進を図るために市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において毎年度、点検と評価がされており冊子としてまとめられ市ホームページで閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<p>■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</p> <p>■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</p> <p>■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</p> <p>■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	■	16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」でビジョンを明確にしている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」は5年毎に市子ども政策課で見直しが行われており、特に「長野市子ども・子育て支援事業計画」については毎年度、達成状況の点検と評価が数値的にされている。当保育園としても現在地区内の戸隠小学校児童と年長児との交流を図り「接続期（アプローチ・スタート）カリキュラム～子どもの育ちをつなぐ～」の事業に取り組んでおり、保小連携の公開保育なども実施し、また、育て欲しい10の姿を小学校と共有し園内の環境づくりや職員の研修などに積極的に取り組んでいる。</p>
			■	17	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。		
■	18	中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					
■	19	中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。					
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	■	20	単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に当保育園としての単年度の事業計画を策定している。事業計画には今年度の重点課題として「保育内容の充実」や「保護者支援」、「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられ、「信州やまほいく」の実践、「とがくしっこ応援団」という地域の人材の活用、異年齢保育の充実、保小の連携、おひさま広場（未就園児交流事業）の充実等が具体的に進められている。市として世代間交流、おひさま広場（未就園児交流始業）など、それぞれの実施計画書と報告書の様式が定められており数値目標や成果などの欄も設けられている。期末には事業計画に対する業績評価として目標の達成状況を振り返り、保護者アンケートの分析結果等も踏まえ次年度に向けての対策を立てている。</p>
■	21	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。					
■	22	単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。					
■	23	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。					

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	<p>■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 28 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）がされており、理解を促すための取組を行っている。</p>	<p>・事業計画は年度末に振り返り、新年度初めの職員会で意見を出し合い4月に新たな事業計画が決定されている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会等でも意見の集約・反映がされている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、当園としての2018年度から2020年度の中期計画も策定されており、当保育園では2017年度に認定を受けた「信州やまほいく」を5年サイクルで充実させること、長野市運動プログラムとともに戸隠独自のコアキッズ体操の普及を図ること等を掲げ、それに沿うべく園内研修などで職員のスキルアップを図り全職員で取り組もうとしている。</p>
			② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
I	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	■	33	組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。	<p>・今回の第三者評価が初めての受審であるが、毎年業績評価を行い、保育所第三者評価の内容評価項目に準じ自己評価を年2回行っている。第三者評価の受審を前提とした園内研修も計画的に行い、また、実施した自己評価を集計し園の課題を洗い出し、職員会で分析・検討し、その内容によっては園内研修を実施し課題解決を図っている。また今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、更に深く分析し、評価結果が公開される予定である。</p>
			■		34	保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。		
□	35	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。						
■	36	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。						
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	■	37	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	<p>・毎年業績評価及び自己評価(年2回)を行っているが、今回の第三者評価の受審を前提に昨年度は内部評価を行った。その結果を集計・分析し、それを踏まえ課題を全職員で共有し、改善点を話し合い市担当部署にも提出している。自己評価の中で浮かび上がった課題などについては職員会で検討し、全職員で改善に向けて足並みを揃え取り組んでいる。</p>
■	38	職員間で課題の共有化が図られている。						
■	39	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。						
■	40	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。						
■	41	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の 責任とリ ーダーシ ップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・年度当初の園だよりや入所説明会、保護者総会、保育参加等の折に、園長としての保育方針を保護者等に伝え自らの役割と責任について明確にしている。また、新年度の職員会や園内研修等で職員にも周知している。園の「組織図・事務分掌」が文書化されており、園長自らの職務内容として「労務管理」、「保育所運営管理」、「渉外関係」、「研修関係」、「保護者との連携」について定め、職員の協力を得ながら課題解決に向けて共に取り組んでいる。更に、危機管理マニュアル、各災害対応フロー、園の運営規定等に基づき有事の際の役割と責任も明らかにし、園長不在時は保育主任が代行している。	
					■	43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。		
					■	44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。		
					■	45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。		
			a	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	■	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。		・園長は市の組織としての係長研修で地方公務員法等を学び、「公立保育園長の心得」、「保育の手引き」、「マナーブック」等で職員に必要事項を伝え遵守できるように指導している。また、労働基準法に基づき休憩や休日の確保等にも代替職員やパート職員を配置している。
					■	47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
					■	48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
					■	49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
Ⅱ	1	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、保育の質の現状について保育園第三者評価の内容評価項目を基に年2回全職員で評価を実施しており、継続的に分析を行い改善に向けて指導力を発揮している。保護者アンケートも年2回行い、その結果を周知し改善策について職員会等で話し合ったり、職員モチベーションアップのため各職員の研修計画及び園全体で学びたい園内研修の内容についても職員から提出してもらい計画的に取り組み、その充実を図っている。また、園の目標の「故郷戸隠を大好きになる子ども」を実践するために「戸隠の歴史を知り普段の保育の安全に生かす」等の園独自の研修を行い、年齢別の年間指導計画、月間指導計画にももう一つの園目標「好きな遊びを見つけられる子ども」を具現化するための支援内容を組み込み、その評価・反省についても実際の保育と照らし合わせ主任と共に把握し、職員に具体的に助言している。
					■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。	
					■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	
					■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	
		a	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	■ 55	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	・園長は運営や業務の実効性を高めるために、人事、労務、財務等の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士、送迎バスの運転手などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等にも配慮し、人事異動調書や面談を通して職員の意向も把握し絶えず働きやすい環境づくりを行っている。また、職場安全推進委員会によるストレスチェック実施結果の分析なども行い職員の心身の安定も図っている。消耗品等の補充、足りない教材の手配等についても主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の有効費消にも努めている。	
				■ 56	施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。		
				■ 57	施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。		
				■ 58	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2 福祉人材の確保 ・ 育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	・保育士、調理師、看護師等の配置基準があり、市の担当部署が主管し、市公立保育園全体で正規職員、嘱託職員の確保が計画的にされている。保育士不足の中、当保育園でもより多くの人材確保のために取り組んでいる。当保育園でも加配保育士、朝夕パート保育士、代替保育士・調理員、休憩パート、パート調理員などを園として確保している。人材育成という面では研修計画等に基づき新規採用保育士についてはステップアップノートを使用し、2年目、5年目、10年目の職員については市全体としてスキルアップ研修の場が設けられている。看護師については市として数ヶ所のブロック別に配置されており、保健講座、救急法等の講師も務めている。
			■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。			
			■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。			
			■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。			
			② 総合的な人事管理が行われている。	b	■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	・新年度の職員会で「保育の手引き」を活用し市職員の保育士としてどうあるべきか、期待する職員像を明確にしている。人事基準については新規職員採用時研修で周知されており、職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられている。また、人事異動調書により園長と面談し、職員の意向等が聞き入れられるようになっており、市保育・幼稚園課係長による巡回指導も年2回実施されている。嘱託職員の給与や保育の専門職としてのキャリアパス等の導入については市として検討段階にあるようであるが、早期に取り組まれることを期待したい。
			■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。			
			■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。			
			■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。			
■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。						
□ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。						



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント	
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。		■	69	■	<p>職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は園長が担い、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は園長と主任がダブルチェックしている。職員の健康と安全の確保については安全衛生推進委員会を設置し対応しており、ストレスチェックや健康診断、腰痛防止策、労働安全等について安全衛生年間計画に沿って実施し委員会実施記録も作成している。年1回、園長面談を行い、必要な時に園長との相談を随時行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており人間ドックの受診が実施されている。仕事と生活の両立という面では休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減などに取り組んでおり、介護や育児などの状況に応じて休暇が取得できるように配慮もされている。福祉人材の確保、定着の観点から、朝夕パート保育士や休憩パート保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置等がされている。職員同士の意思疎通を図るための歓迎会、暑気払い、忘年会等も行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
II	2	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	■	77	組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	<p>・年度当初の職員会において保育の手引きの読み合わせを行い、自分自身の保育について確認をしている。また、業績評価を活用し4月に目標を記入、年度末の2月に評価を行い次年度の目標に繋げている。職員一人ひとりが目標達成に向けて取り組み、毎月の達成状況を確認をする中で組織として力を高め成果を出せるようにしている。更に、園長との面接の場も設けられている。</p>
			■		78	個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。		
■	79	職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。						
■	80	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。						
■	81	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。						
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	■	82	保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	<p>・市の保育基本方針の中に求められる保育士の姿や専門性についての項目があり明示されている。計画的に園長会、課長補佐会、主任会、保育士部会、障害児研修会、未満児研修会、給食部会等があり、その報告から園内での研修を行い、学んだことを職員に周知している。長野市研修体系があり、新任職員研修、2年目・5年目・10年目職員研修、嘱託1年目・5年目職員研修、主査・新任主任・新任園長・新任課長補佐研修などが実施され、研修会のアンケートや報告書を基に園長会や課長補佐会で評価・見直しを掛けている。</p>
■	83	現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。						
■	84	策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。						
■	85	定期的に計画の評価と見直しを行っている。						
■	86	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4)	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<p>87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>・職員の資格の取得状況については、自己申告カードや人事異動調書などで行われている。公立保育園としての研修体系があり、一般研修、派遣研修、職場外研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、未満児・障害児研修、給食部会・看護師会研修等、経験や習熟度、職種に合わせた研修が公立保育園全体で実施されている。市職員としての研修については市担当部署より研修案内が来るため交代で参加している。外部研修に関しても市担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し主体的に参加している。毎年公私立保育園、幼稚園などの研修へ参加し、研修参加者の報告などを職員会で行ったり、職員会ノートに記録し閲覧できるようにしている。</p>
		実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・「実習生受け入れプログラム」があり、また、実習生受け入れマニュアルに沿って実習生の受け入れを行い、将来保育士を目指す若者の育成に積極的に取り組んでいる。学校側が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生に事前のオリエンテーションを行い、実習のねらいや希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りをし、実習生の疑問点等が解決できるように配慮されている。実習指導者についての研修は主任会で実施している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
II	3 運営の 透明性 の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	■	97	ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	・市のホームページや広報紙等に予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。「保育園のしおり」や「長野市子ども子育て支援事業計画」に理念、基本方針、事業計画が掲載されている。また、市のホームページ等に公立保育園の一つとして当園も情報公開をしており、保育課程や年間計画等は園内に掲示されている。年2回、保護者アンケートを取り、その結果を公表しており、第三者評価についても今年度受審し、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。地域の人々に向けて、保育に関わるイベントなどの印刷物を園内に掲示したり配布している。
			■		98	保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。		
■	99	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。						
■	100	法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。						
■	101	地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。						
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	■	102	保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。	・事務手続きや職務分掌により職員に周知されており、それぞれが自分の役割を担っている。また、公立保育園として2年に1回県の訪問監査を受けており、市の内部監査も定期的な受け、透明性の高い適正な運営が行われている。
■	103	保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。						
■	104	保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。						
■	105	保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。						
□	106	外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。						
□	107	外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント		
II	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	■ 108	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	<p>・当保育園の事業計画や保育課程として文書化され、地域と積極的な連携を図り地域社会での生活体験の場を作っている。地域の子どもフェスティバル、地域の運動会、交番・消防の情報、とがくしこっぴん協会の活動等のチラシを配布したりポスターなどを掲示している。園を中心とした公共機関や名所旧跡などをイラストで描いたお散歩マップがあり、散歩中に挨拶をするなど地域の人と関わることができるようにしている。お年寄りとの世代間交流(運動会、クリスマス会、しめなわ作り、老人福祉施設・デイサービスの利用者との交流)、おひさま広場(園開放、育児講座、育児相談)、小学生・中学生、高校生との交流(職場体験、ボランティア受け入れ)、実習生の受け入れなどが実施されており、戸隠ならではの環境レンジャーによる「外来種駆除の教室」やとがくしこっぴん協会の協力活動の一環としての「ファーブル先生による昆虫教室」、戸隠地質化石博物館職員によるハクビシンなどの地域の動物の紹介なども行われている。7月には園として夏祭りをを行い、ガールスカウトの団体の協力を得、獅子舞などが披露され、焼きもちしなどの屋台も設け保護者や地域の人々と交流している。</p>	
					■ 109	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。		
					■ 110	子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。		
					■ 111	保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。		
					■ 112	個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。		
			a	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	■ 113	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。		<p>・ボランティア受け入れマニュアルがあり基本姿勢が明文化されている。「参加者へのお願い」に注意事項などを明記し、事前にオリエンテーションを行い、理解を得ようとしている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」に地域の学校教育等への協力についての姿勢が明文化されており、中学生や高校生の職業体験の受け入れや中学の家庭科の授業への協力なども行っている。戸隠地域全体で域内の子どもを育てるための「戸隠コミュニティスクール構想」があり、その支援組織としての「とがくしこっぴん協会」もあり「学習・健康」、「歴史・文化」、「環境」、「農林」、「商工」、その他関係団体等のスペシャリストにより「保・小・中・高」の子どもたちとの交流が図られている。また、戸隠神社の禰宜による年神様の話、園近くのお寺の住職によるコマ回し指導と涅槃会への招待、また同じお寺の茶室での茶道体験、地域のボランティアによる人形劇なども行われている。</p>
					■ 114	地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。		
					■ 115	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。		
					■ 116	ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。		
					■ 117	学校教育への協力を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
II	4	(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	■	118	当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	<p>・関係機関一覧表(旧エコマップ)が作成されており、地域支援会議、園長会、主任会、ケア会議、園医とのカンファレンス、幼保小連絡会等も定期的に開かれ、課題の解決に努めている。また、長野市の「あかちゃんのしおり」、「子育てガイドブック」の配布も行っている。更に、児童相談所、市要保護児童対策地域協議会への参画から必要な児童を受け入れる可能性もあり、市福祉政策課や子育て支援課、保健センターなどと連携を取っている。</p>
					■	119	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	
				■	120	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。		
				■	121	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。		
				■	122	地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。		
				■	123	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。		
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	■	124	保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。	<p>・園で行う未就園児の交流の場としての「おひさま広場」において子育て相談に応じたり講演会や講習も行い、父と子のふれあい事業も開催し、未就園児と保護者が園内外で遊んだり、幼児との交流をしている。また、主任が地域の保健センターに出向き4ヶ月健診で情報等の提供を行っている。地域のとがくしっこ応援団を介して地域の様々な人々と交流しており、年長組が近くの老人福祉施設やデイサービスを訪問し高齢者に踊りや歌を披露し、また、老人福祉施設併設の訪問看護ステーションを訪れ社会見学も兼ね職員と交流している。災害時にも小学校や市役所支所、市戸隠農村環境改善センター、市戸隠保健センター等との連携がとれるようになっている。</p>
					■	125	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。	
					■	126	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。	
					■	127	災害時の地域における役割等について確認がなされている。	
					■	128	多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅱ	4	(3)	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</li> <li>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</li> <li>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> </ul>	<p>・「おひさま広場」や「一時預かり保育」をしたり、運動会などの行事への参加の呼びかけを行い、また、子育て支援センターからの情報などで地域の子育てニーズを把握し応えている。更に、主任児童委員の訪問時や民生委員を園の行事に招待した時に、園のことについて知ってもらうとともに地域のことについての情報交換を行っている。地域の「とがくしこ応援団」を介して様々な人々との世代間交流をし老人福祉施設やデイサービスの高齢者とも年長の子どもたちがふれあっている。当保育園のある地域の発達支援会議等でもニーズの把握をしている</p>
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li>■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li>■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li>■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li>■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li>■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・市の保育理念や基本方針があり、当保育園の目標も加え事務室や保育室に掲げ、市の公立保育園職員としての「保育の手引き」や「全国保育士会倫理綱領」等を基にした研修会や読み合わせを行い、外部の人権問題研修会などに参加した職員による伝達研修や各種マニュアルを使つての園内研修を実施するなど、子どもを尊重した保育の実施について全職員に向けて理解を促し実践している。また、未満児や幼児の保育マニュアル・保育の一日の流れ中での具体的な実施方法についても子どもの主体性を尊重した姿勢を大切に保育に当たっている。「保育課程」や「月間指導計画」の教育面の五領域の「人間関係」の中でも喧嘩の仲裁や仲間外れ、あだ名、名前の呼び捨て等についても子どもの気持ちを受け止めお互いが尊重するように指導している。入園説明会資料、「保育園のしおり」、「4月の園だより」などに子どもの人権についての方針を記載し、保護者の理解を深める取り組みもしている。日々の保育場面でも服装や色、遊び方などを選ぶ際に自由に選べるようにしており、性差への固定観念を植え付けるような言動がないように配慮している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	■	143	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	・「保育の手引き」、「個人情報保護マニュアル」、「人権に関するマニュアル」、「虐待に関するマニュアル」等の読み合わせ研修を行い基本的なことを再確認し理解を深めている。特に、排泄やプール活動の着替え、体重測定等では子どもの成長に合わせてカーテンを使って視界を遮るなどの配慮がされており、子どもにも分かりやすく説明している。保護者に向けて「入園のしおり」や「個人情報承諾書」、「SNS(会員制のオンラインサービス)注意喚起」等を通して説明し園の方針を伝え、園内に虐待防止ポスターや相談窓口の連絡先を掲示している。不適切な事案があれば「長野市個人情報等の適正な管理に関する指針」に沿って対応している。
					■	144	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
■	145	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。						
■	146	一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。						
■	147	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。						
■	148	規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。						
■	149	不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。						
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	■	150	理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	・市としての「利用のご案内」や「保育園のしおり」が各園や支所、図書館などに置かれており、長野市のホームページの「長野市保育所一覧」で閲覧することも可能で、自由に情報を得ることができる。ホームページには各園の情報が掲載されており、イラストや地図など誰でも分かる内容となっている。保育園の見学については随時受け付けており希望に合わせて園長、主任が対応しており、「保育園のしおり」を基に説明を行いながら園舎見学にも対応している。園長会を中心にホームページの「長野市保育所一覧」や「保育園のしおり」、園の紹介内容・情報なども毎年見直しを行い、差し替え等を行っている。
■	151	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。						
■	152	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。						
■	153	見学等の希望に対応している。						
■	154	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。						



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。</li> <li>■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</li> <li>■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</li> <li>■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</li> <li>■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</li> </ul>	<p>・保育の開始前には利用の案内や園の運営規程(重要事項説明書)、市より決定された支給認定決定書などを基に保護者一人ひとりに説明を行っている。特に配慮が必要な家庭には市担当部署に相談し、指導員や保健師の協力・助言を受けて理解が深まるように説明をし、配慮が必要な子どもについては確認書・除去食指示書等で入園前の面談を行っている。入園説明会や継続説明会ではプロジェクターを使い子どもたちの園での様子を紹介し、入園説明会や途中入園時には持ち物等を実物で示し説明している。保育開始後、その内容に変更がある場合は、再度説明し同意を得ながら進めている。</p>
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</li> <li>■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</li> <li>■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</li> </ul>	<p>・保育園の変更があった場合には保護者の了解を得て転園先に必要事項の情報提供を行い、子どもに不利益が生じず継続保育ができるよう対応している。卒園後も気軽に相談できることを3月の園だよりに掲載し、園長を担当者としていつでも相談できることを知らせている。</p>
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。</li> <li>■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</li> <li>■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</li> <li>■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。</li> <li>■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。</li> <li>■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</li> </ul>	<p>・日々の保育の中で子どもの表情や仕草から気持ちを汲み取り保育に反映している。年2回、保護者向けアンケートを実施し、保護者がどのように受け止めているかを把握している。園長の責任でアンケートの集計を行い職員会でも結果を分析・検討し、課題や改善策についてもアンケート集計結果に載せ配布している。個別懇談やクラス懇談が毎年度複数回行われており担当の職員が対応しており、保護者総会や保護者役員会には園長と主任が出席し、保護者の希望や意見を伺い職員会でも検討し保育に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・園では日々の関わりの中で意見の言い易い雰囲気作りと公平な対応を心掛け、連絡ノート（未満児）のやり取りや送迎時のコミュニケーションを取る中で意見を吸い上げ保育内容や運営等の見直しに役立てている。苦情解決の仕組みはイラスト入りの文書として玄関に掲示されており、意見箱を設置し匿名アンケートとして意見を申し出しやすい環境を整えている。また入園前の説明会や4月の園日よりでは苦情の申し出について説明し、苦情解決の体制があることを発信している。記録は決められた「相談・意見・苦情受付記録」等の様式に必要事項を記入し5年間保管されている。苦情を申し出た本人には検討内容や対応策を必ずフィードバックしており、また、不利にならないように配慮し公表している。当園の運営規程(重要事項説明書)には第三者委員の氏名と連絡先も明記されている。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・日頃から保護者とのコミュニケーションを多くとり笑顔で対応している。登降園時には園長、主任が出迎えや見送りをし、何時でも話しやすい雰囲気を作り信頼関係を築いている。相談窓口、相談者が明記された園だよりを保護者に渡し、気軽に相談ができる環境を整えている。当園の運営規程(重要事項説明書)にも第三者委員の氏名と連絡先が記載されている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	■	179	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	・意見箱の設置、年2回の匿名アンケートの実施で意見や要望、提案を申し出しやすいように環境を整えている。職員は日頃から保護者に笑顔で接し、相談し易い雰囲気作りを心がけている。「意見(要望)対応マニュアル」がありブロック園長会でも見直しがされており共通認識のもと、定期的なアンケートを実施する等、様々な側面から相談・意見を出しやすいように取り組んでいる。園だよりでも希望があればいつでも個別の懇談に応じることを伝えており、クラス懇談や保育参加などの機会にも相談を受け付けている。相談や意見の内容により園内の関係者で検討し速やかに対応できるようにしている。
					■	180	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	
■	181	職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。						
■	182	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。						
■	183	職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。						
■	184	意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。						
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	■	185	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	・責任者を園長としたリスクマネジメント委員会を園内に設置している。子どものヒヤリハット、事故などについて月1回報告することで全体で共有し解決策を検討し、市の主任保育士会で年齢別のヒヤリハット事例集の作成をするなど、他の園での事例なども参考に再発防止に向けて取り組んでいる。また、「危機管理マニュアル(災害対応フロー等など)」や「事故・ケガ対応マニュアル」等で研修を行い、基本的な知識や技術の習得に努め安心安全な保育を推進している。遊具の点検は毎朝行い、その他の点検箇所は月1回安全点検が行われている。職員の健康や安全面については労働安全委員会で体制を整備している。
■	186	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。						
■	187	子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。						
■	188	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。						
■	189	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。						
■	190	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</li> <li>■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</li> <li>■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</li> <li>■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。</li> <li>■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</li> <li>■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</li> <li>■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。</li> </ul>	<p>・市の担当部署である保育・幼稚園課へ毎週インフルエンザ報告をし、また、毎月、感染症報告をするようになっている。市保育・幼稚園課の保健師や看護師により「保健マニュアル」が作成され定期的（2年に一度）な見直しもされており、健康観察や感染症、応急手当、与薬、環境手洗い等についての対応手順を詳細に記載し、うがいや手洗いなどを習慣づけ感染症予防にも力を入れている。「保健だより」や「園だより」で家庭でも規則正しい生活が送れよう折にふれ保護者に伝えている。感染症が発生したら市保育・幼稚園課の保健師に報告し保健所等に知らせ、感染者対応、処置対応、他の園児対応と職員がそれぞれ分かれ対応し、感染症報告綴りに必要事項を記入し関係機関と連絡をとり、蔓延防止策を立てている。マスク着用や交流を控える等、具体的対策を取りながら対応し、保護者宛に保健だより等で流行する感染症の症状等を掲載し、発生時には玄関先に状況、対応方法等を掲示している。園全体で保健マニュアルを基に読み合わせ研修を行い、基本的な知識の共有と周知徹底を図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価着	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(5)	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	<p>■ 198 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>・危機管理マニュアルの中にフローチャートがあり対応体制が決められている。園では避難訓練の他に不審物や不審物対応、地震など、想定を変えた訓練を毎月実施し万が一に備えており、非常災害時の子どもの引渡し訓練も「災害時引渡し表」を基に、毎年行われている。特に昨年度は戸隠地区の「保小中合同引渡し訓練」が実施された。また、別に「職員非常招集訓練」や「職員参集メール(正規職員対象)」なども行われ、職員連絡網も整備されている。事務室に非常災害時の備品リストや備蓄品のストックを整備し、非常持ち出し品についても対応できるようにしている。園舎は新しく、落下防止措置や消火設備等も充足されている。</p>
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<p>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p> <p>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</p>	<p>・保育について標準的に実施するための方法が「未満児保育マニュアル」・「幼児保育マニュアル」として文書化されている。マニュアルは何時でも閲覧できる場所にあり、職員会で読み合わせ研修を行い保育に活かしている。月案、週日案などの策定を行い園長と主任が評価し一定水準の保育を確保し、更に、一人ひとりの発達状況に合わせた保育も実施されている。当保育園は「信州やまほいく」の認定園となっており自然の中で積極的に遊び、自己肯定感を育むことを目指し、合わせ、周囲の自然を保育に取り入れ遊びの中で身体を鍛えている。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<p>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>・保護者や保育士の意見を集約し標準的な保育が実施されているかを検証し、課長補佐会や園長会等に提案し見直しがされている。毎年12月には見直しを済ませ、次年度に備え、「保育のしおり」は毎年見直し、関係マニュアルの見直しも行っている。平成30年度から改定される新保育指針に沿い、指導計画の見直しなどが市全体として進められている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・指導計画策定の責任者は園長となっている。入園前に「支給認定申請書兼利用書」や「家庭の調べ」、「緊急連絡カード」等を使用し、子どもと保護者の状況によりアセスメント手法を変えて行き必要に応じて再アセスメントを実施し、子どもや保護者の現状を把握している。園長、発達相談員、保健センター・保健所職員、栄養士等、多様な職種の関係者が集まり情報共有をしながら協議し、年間計画、個別計画策定の方向付けをしている。障害を持つ子どもや支援困難なケースは、子どもの発達状況に合わせた保育が提供できるよう、入所前相談やここに園訪問等の相談機関の助言を得て指導計画を作成し、実践している。また、専門機関や専門職が集まる地域発達支援会議でケース検討を行い対象児童に合わせた保育が実践できるようにしている。指導計画の実践についても、評価・反省を行い、次回の週日案や月案に活かしている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>	<p>・年間指導計画はPDCAサイクルに沿い、年間4期に分けて計画と評価を行い、2期ごとに保護者との個別懇談会で意向を聞き個別計画の見直しも行い具体的な支援に繋げている。職員が「月間指導計画」と「週日案」の評価を行い園長・主任も評価している。また、職員会議や幼児・未満児クラス職員の話し合い等で意見も聴き指導計画の見直しをしている。評価後の見直しをした指導計画は職員会議等で周知されている。指導計画の内容については園長会や課長補佐会で行っており、平成30年度から改定される新保育指針に沿い、指導計画の新しい様式の作成などが市全体として進められている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> </ul>	<p>・家庭の調べ、発達状況、身体発育及び健康診断の記録、連絡帳、台帳等、園で定めた統一様式を用いて記録され、職員全体で把握している。また、個別指導計画に沿って実施された保育が子どもにどんな影響があったのか等を月案、週日案、個別計画に具体的に記録している。園長、主任は週一回記録に目を通し共感や助言を行いながら全貌を把握している。また記録者によって差異が生じないように書き方研修や個別指導にも力を入れている。懇談会や職員会の情報をケース会ノート等の別記録として職員間での共有化を図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・「個人情報保護マニュアル」、「個人情報などの適正管理のための措置に関する指針」等に規定が定められている。ファイル基準表、情報開示マニュアルなどに沿い、鍵付きの書庫で書類管理がされており、廃棄についても市に届け出を行いルール通りに実施している。情報機器を取り扱う職員については市の研修が毎年あり、課長補佐研修もあり、共通認識と適切な取り扱い、守秘義務について伝達研修等で周知している。また、職員会議で「保育の手引き」を基に研修を行い、保護者には、入園説明会や継続児説明会で個人情報の取り扱いについての説明と「個人情報のご確認」で同意を得ており、写真や名前の掲載についても保護者に説明し許可等をいただき慎重に取り扱っている。</p>